

「知的財産政策ビジョン」(知的財産戦略本部決定)について

ビジョン策定の背景と狙い

○知的財産基本法施行から10年が経過し、その間、知財を取り巻く経済社会情勢は以下のように急激に変容

- ・中国をはじめとする新興国のプレゼンスの向上
- ・ビジネス環境のグローバル化・オーブン化
- ・クラウドネットワークやソーシャルネットワークなど新しいコンテンツビジネスの出現
- など

○我が国は長い伝統・豊かな文化、幅広い分野の最先端技術を有しながら、その戦略的活用においては他国に後れをとつており、我が国産業の競争力強化・国民生活の向上のため、**我が国は危機感とスピード感をもってその知的財産を強みとし、世界のリーダーシップを取っていくべく知的財産政策を組み立てる必要がある。**

ビジョンを受けた政策課題の設定と実行

平成25年6月7日に「知的財産政策ビジョン」を知的財産戦略本部決定

政策課題
長期（10年）

あわせて同年6月7日に「知的財産政策ビジョン」のエッセンスを「知的財産政策に関する基本方針」として閣議決定
3つの目標（下記）と4つの柱（右記）を策定

世界最先端の知財国家を目指すための3つの目標

- ・他国からユーザーやイノベーション投資を呼び込む魅力ある知財システムを構築する
- ・我が国の知財システムをアジア等新興国のスタンダードとする
- ・創造性と戦略性を持ったグローバル知財人財を継続的に輩出する

政策課題
中期（3～4年）

同年6月25日に「知的財産政策ビジョン」を受けた初年度の行動計画としての「知的財産推進計画2013」を知的財産戦略本部決定

政策課題
短期（1～2年）

【知的財産推進計画2013】

- ・「知的財産政策ビジョン」に示された政策課題に沿って、工程表を作成し、具体的な施策（短期・中期）の内容・達成時期・実施府省等を策定
- ・実施状況を毎年知的財産戦略本部でフォローアップ

知的財産政策ビジョンの概要（4つの柱）

1. 企業の海外での事業活動を支援するグローバル知財システムの構築

- アジアをはじめとする新興国に審査官を相当規模で派遣し、我が国の知財制度を普及・定着させ、そのための基盤整備として、特許庁の審査体制について、任期付審査官の確保など必要な整備・強化
- 職務発明制度について例えば法人帰属、又は使用者と従業者との契約に委ねるなど、産業競争力強化に資するよう抜本的に見直し
- 技術・営業秘密保護のため産業界と政府が一体となった取組を行い、営業秘密漏えいを防ぐ環境を整備
- 國際標準化に対する戦略的な取組を強化・維持し、あわせて国際的に通用する認証体制を整備
- 紛争処理機能についてより魅力ある制度となるよう取組
- 大学と中小・ベンチャー企業間の共同研究、大学から中小・ベンチャー企業への技術移転の促進など産学官連携機能の強化
- グローバル知財人財の育成・確保するため、工業所有権情報・研修館を活用するなど政府が主体となった取組
- など

2. 中小・ベンチャー企業の知財マネジメント強化支援

- 在外公館やジェトロの体制・取組を強化し進出先における侵害対応支援を充実させるなどグローバル展開支援体制の拡充
- 特許料などの減免制度についての思い切った要件緩和
- 知財総合支援窓口について、ワンストップで対応するため、グローバル展開、著作権、不正競争防止法関連の相談にも対応できるよう相談機能強化 など

3. デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備

- 放送番組の二次利用等を促進するため、複雑な権利処理手続きを一元的に管理する窓口機関を整備するなど、権利処理の円滑化のための取組を推進
- クラウドサービスなど新しい産業の創出・拡大に向けた環境整備
- デジタル・アーカイブ化、教育の情報化に向けた環境整備
- など

4. コンテンツを中心としたソフトパワーの強化

- 海外現地放送局との提携による日本の魅力あるコンテンツの発信、産業化に向けたリスクマネー供給を促す機関の設置
- 留学等を通して国際的に通用するクリエーター・プロデューサーを育成
- 外国人旅行者数拡大に向けソフトパワーと連携したビジット・ジャパン事業の推進
- ACTA（偽造品の取引の防止に関する協定）の参加拡大の働きかけ
- など